

よりよい水環境のための

# 「合併処理浄化槽」

## 合併処理浄化槽設置までの手引き

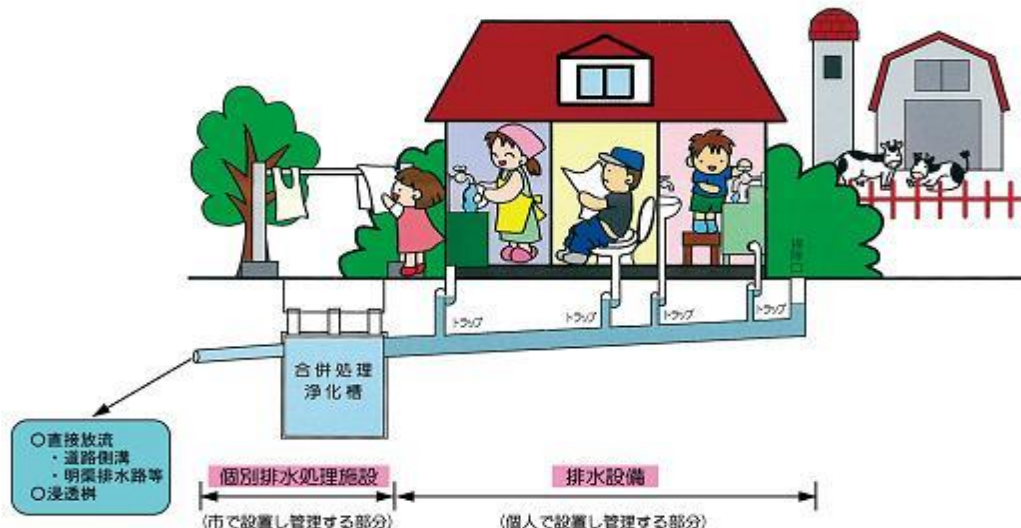
### 帯広市の下水道について

帯広市の下水道は、公共下水道事業（市街地）、特定環境保全公共下水道事業（川西・大正の市街地等）、農業集落排水事業（清川市街）により整備されています。

上記の地域以外の農村地域においては、生活環境の整備及び公衆衛生の向上や農業用排水の水質保全を図るため、平成11年度より個別排水処理施設事業で合併処理浄化槽の整備を進めています。

家庭から排出される汚水をきれいな水にして自然にかえし、『次代を担う子供たちにきれいな川と環境を残す』ことが合併処理浄化槽の役割と考えています。

一般的な個別排水処理施設断面図



排水設備とは、「家庭の台所・風呂・洗面所・トイレなどの汚水を合併処理浄化槽に流す施設」を言います。その内容、排水管・掃除口・トラップなどで構成されており、**個人の負担で設置**をしていただくもので、維持管理はそれぞれ個人で行っていただきます。合併処理浄化槽以降の施設（ブロワを含む）は、帯広市が設置し、維持管理いたします。

# 合併処理浄化槽の設置を希望される方へ

## 1. 合併処理浄化槽を申し込むための条件

### ①帯広市の住民であること

- ・すでに帯広市にお住まいの方（帯広市に住民登録済み）
- ・現在は帯広市以外に住んでいるが、今後（浄化槽設置完了までに）帯広市に転居される方。

### ②定住であること

- ・浄化槽を設置する住宅に定住すること。
- ・別荘のように週末や季節での限定的な使用目的の住宅には設置できない。
- ・事務所等、居住住宅とみなすことのできない施設には設置できない。

### ③飲料水に影響を与えないこと

- ・使用水が水道水であること。
- ・使用水が地下水である場合は、浄化槽を設置する個所から地下ポンプ施設まで、30m以上確保すること。

### ④建築可能な土地（農地以外）であること

- ・浄化槽を設置する予定の箇所が農地以外であることが必要です。農地である場合転用手続きが必要になりますので、農業委員会・農村振興課の確認をお願いいたします。

※①～④の条件を満たす方を対象として、仮申込書を受理し、帯広市で審査を行います。審査結果については、当該年12月中に結果を送付いたします。

## 2. 浄化槽の設置について

### ①浄化槽の人槽（大きさ）

- ・住宅の大きさや家族構成等により、帯広市の基準で決定します。

### ②浄化槽使用開始までの期間

- ・設置の決定の方は、本申請を翌年の1月末まで提出していただきます。その申請に基づき、翌年度5月から調査測量を行い、現地立会をしていただき、設置場所決定後、設置工事の発注を行います。はやくても7月下旬以降の工事着手となりますので、ご理解の上、申請願います。
- ・申請時には、建築関係書類を添付していただきます。（浄化槽設置に関する情報）
- ・申請内容に変更が生じた場合には、下水道課維持係まで申し出ください。

### ③浄化槽の設置個所の制約

- ・住宅の壁より2m以上はなすこと。

- ・浄化槽から2m以内で車両の通行をしないこと。(特にトラクター等)
- ・落雪の影響がないこと。
- ・浄化槽の点検や汚泥引き抜き等の作業車が進入できる場所であること。
- ・浄化槽の上には個人の所有物を置かないこと。

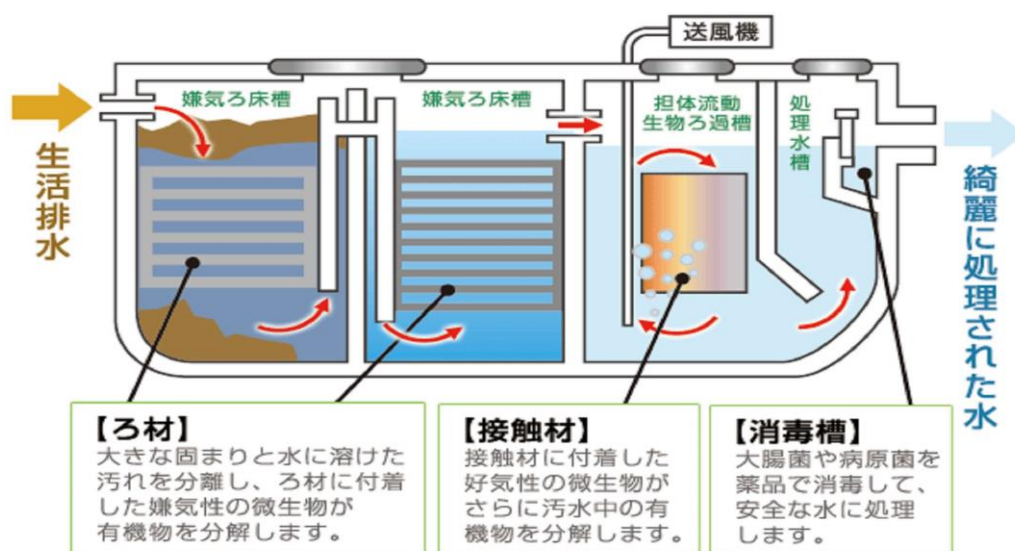
### 3. 浄化槽の設置に伴う自己負担について

浄化槽を設置すると以下の**負担**が生じます。

- ①**受益者分担金** (工事費の一部負担)
- ②**下水道使用料** (維持管理費として徴収)
- ③**機器電気代** (電源設備及び送風用ブロワの電気代)
- ④**排水設備工事** (住宅から浄化槽までの配管工事)

尚、使用者の原因で浄化槽が破損または故障した場合は、修理に要する費用は使用者の負担となります。また、設置した浄化槽を使用しなくなった場合は、下水道課に連絡していただき、浄化槽を撤去することになりますが、撤去費についても個人負担となりますのでご了承ください。

## 合併処理浄化槽の仕組み



#### ○帯広市が設置する合併処理浄化槽

帯広市が設置する合併処理浄化槽は、環境省基準の半分 (BOD10 mg/l) となる機器を選定しており、海や河川の富栄養化の原因となる窒素を除去する機能を備えています。

## 合併浄化槽の申し込みから利用まで

仮申し込み	設置を希望する前年度 11 月末までに仮申し込みをしていただきます。
内部審査	申込内容を下水道課で審査し、審査結果を書面にて通知いたします。
浄化槽設置の申請	所定の申請書に必要事項を記入し、建築関係書類を添えて、下水道課、又は川西・大正支所へ提出してください。
浄化槽設置の決定	申請書を受理し、設置工事計画書を送付いたしますので、受理後、計画承認書を下水道課へ提出してください。
受益者分担金の賦課	承諾された方に受益者分担金が賦課されます。 詳しくは、「受益者分担金制度」をお読みください。
浄化槽の設置工事	浄化槽の設置に合わせて、排水設備の工事を実施していただきます。（使用者の負担） 排水設備工事には「排水設備工事に対する貸付制度」がありますので、詳しくは「貸付制度」をお読みください。
浄化槽の使用開始	排水設備完了届あるいは使用開始届を提出することで、使用を開始できます。
下水道使用料の支払い	浄化槽の使用を開始すると下水道料金が発生いたします。水道の使用量に合わせて 2 か月毎に請求されます。

## 浄化槽設置後の維持管理は？

浄化槽施設は帯広市の財産です。設置後の管理は帯広市が実施します。

管理内容	実施業者	回数または頻度
浄化槽法による法定検査	北海道浄化槽協会	年 1 回
保守点検	保守点検業者	年 3 回（4 か月ごとに 1 回）
汚泥の引き抜き・清掃	清掃業者	点検結果に応じて
浄化槽部品の交換・補修	保守点検または設備業者	劣化・不可抗力による破損等

# 排水設備工事に対する貸付制度

## 1. 貸付制度の内容

### ①貸付限度額

- ・ 雑排水工事 15万円以内
- ・ トイレの改造 40万円以内
- ・ 同時施工の場合 55万円以内

### ②返済方法

- ・ 50ヶ月以内の毎月均等返済
- ・ 最低月「3,000円」以上の返済

## 2. 貸付条件

- ①帯広市内に居住していること。ただし、市外居住者であっても、取扱金融機関の承諾を受けた方は貸付できます。
- ②市税や受益者分担金等の滞納がないこと。
- ③前年の総所得額が基準以下であること。  
1,000万円以下（所得金額が120万円未満の場合は保証人が2人以上必要）
- ④年齢は20歳以上であること。  
（ただし、完済年齢が70歳を超える場合は保証人が2人必要）
- ⑤確実な連帯保証人がつけられること。  
（年齢は申請者に準ずる。）

## 3. 貸付に必要な書類

- ①排水設備改造資金貸付申請書
- ②納税証明書（滞納がない証明）  
申請者・連帯保証人（各1通）
- ③所得を証明できる書類（源泉徴収票・確定申請書・市町村の証明書）  
申請者・連帯保証人（各1通）

# 受益者分担金制度

合併処理浄化槽が整備されると、トイレを水洗化することができ、生活排水やトイレの汚水が適切に処理されるようになるため、生活環境が良くなり、利便性が増します。不特定多数の方が利用できる道路や公園などの公共施設と比べ、整備された人のみ利益を受けることになるため、整備されていない人との公平性を欠くことになってしまいます。

そこで、合併浄化槽の整備によって利益を受けられる皆様を受益者とし、建設費の一部を負担していただく制度が『受益者分担金』制度です。分担金の金額は、浄化槽の大きさ（人槽）で決定されます。

## 1. 分担金の額

人 槽	5人	7人	10人
分担金（円）	360,800	426,400	557,600

## 2. 受益者の申告・変更

売買などで土地及び建物の所有者に変更があった場合には、「受益者変更申請書」を提出すると納入義務者が変更できます。この分担金制度は、固定資産税とは異なり、自動的に権利変更の処理がなされませんのでご注意ください。

# 合併処理浄化槽の上手な使い方

組み取りトイレやみなし浄化槽、下水道などを利用される家庭においても「上手な使い方」を心がけましょう。みんなで地球の水環境をまもることが大切です。

台所			お風呂	
<p>水環境のためにも流す際に十分ご注意ください</p> 	<p>調理くずや食べ残しは、ゴミや堆肥として処分を</p>  <p>調理くずや食べ残しは、三角コーナーにフィルター等をかぶせて回収し、ゴミとして処分又は堆肥作りに再利用するなど心がけましょう。</p>	<p>調理器、食器は汚れをふき取ってから</p>  <p>フライパン等調理器に付着した油、食器や容器等に残ったソースやドレッシングなどはキッチンペーパーなどで拭き取ってから洗いましょう。</p>	<p>カビ取り剤は控えめに</p>  <p>カビ取り剤は浄化槽で汚水を元気に食べる微生物を殺してしまいますので、使用は控えめに。また、使用後は十分に水で洗い流して下さい。</p>	
<p>使用済みの天ぷら油等は捨てないで</p>  <p>市販の油凝固剤を使用するか、新聞紙などにしみ込ませるなど、ゴミとして処分して下さい。</p>	<p>米のとぎ汁は捨てずに</p>  <p>庭や植木に適量を散布すると、水やりと栄養分になります。</p>	<p>汁物はできるだけ流さない</p>  <p>味噌汁、煮汁、酒やビールなどはできるだけ流さないように心がけましょう。</p>	<p>入浴剤も控えめに</p>  <p>入浴剤は浄化槽に大きな影響はありませんが、使用は控えめにして下さい。ただし、風呂釜を傷める(腐食)イオウ成分の入浴剤は微生物に影響する場合がありますので使用は控えして下さい。</p>	
洗濯			残り湯は少量ずつ排水しましょう	
<p>塩素系の漂白剤は、できるだけ浄化槽に流入させないでください</p>  <p>微生物が衰弱・死滅する場合があります。処理機能が低下してしまいます。</p>	<p>洗濯の回数は、少なくするように心がけましょう</p> 	<p>洗剤は計量カップで適量使いましょう</p>  <p>余分な洗剤は、ろ材・摺体の閉塞や槽内で発泡するなど機能障害を起す原因となる場合があります。</p>	<p>残り湯は洗濯などに利用しましょう</p>  <p>排水のためのゴム栓を斜めにして少量ずつ流すように心がけましょう。</p>	
トイレ		その他		
<p>トイレットペーパーは、専用のものを適量で使用してください</p>  <p>多量に使用すると、つまりの原因や浄化槽の清掃時期が早まります。水に溶けにくい紙(便座除菌ペーパー等)、生理用品、衛生用品、紙おむつ、たばこの吸い殻等は流さないでください。</p>	<p>便器の清掃にもご注意ください</p>  <p>ぬるま湯や中性洗剤を使用し、酸性・アルカリ性の強い洗剤等は使用しないでください。</p>	<p>送風機(ブロウ)の電源は絶対に切らないでください</p>  <p>好気性微生物(バクテリア)の衰弱や死滅、空気を利用した機能が停止し、水質の悪化や臭気発生の原因となります。</p>	<p>浄化槽の上部には物を置かないでください</p>  <p>保守点検・清掃の支障となり、十分な維持管理ができなくなります。</p>	

**洗濯・風呂・台所の排水は、時間をずらして流しましょう。**

浄化槽へ短時間に多量の汚水が流入すると、槽内に貯留した汚泥等の流出や処理工程の時間が足りず放流水の水質悪化や悪臭が発生する等の原因になる場合があります

## 合併処理浄化槽に関する問い合わせ

- ・ 合併処理浄化槽の設置について
- ・ 水洗化工事について
- ・ 農村下水道の料金について
- ・ 受益者分担金・貸付制度について

連絡先 帯広市上下水道部技術室下水道課(電話 65-4219)